

# 憲法をくらしに 生かす

オールしずおかアクション  
代表 林 克

竜爪山九条の会  
12周年のつどい 記念講演  
2019年2月24日（日）  
静岡市西奈生涯学習センターに於いて

## 1 私たちの生活と憲法

- 戦争法反対の運動の時SEALsの若者は、「安倍さんを唯一評価できるのは、若者に憲法が大事だと教えてくれたこと」と言った。
- 日本国憲法は私たちの生活に関するすべての法律にかかわる。
- 憲法を守るには、憲法を知って私たちの暮らしと関わることを確認することがとても大事。

私、先ほどいろいろやってると申しましたが、若い頃からいろいろやっています、実は昔、「静岡市の図書館をよくする会」の事務局長をやっていました。それはどういうことかということ、静岡市の図書館って、もともと中央館、昔、葵文庫ってあったんですね、そこと追手町図書館ができて、「こんな大きな町で2館しかないって、おかしいじゃないか」ということで、「もっと分館をたくさん作ってゆこうよ」ということを、市民のみなさんで勉強会をやりながら、12館構想というのを出しまして、市内で配置をしていかなければいけないということで、運動をしてきました。そんな中で、地元の東部の会の皆さんと一緒に、この西奈の図書館というのは、実はこの土地を持っていた方が亡くなられて、これ文化施設に使ってほしいということで、遺された所を市が買い上げて、それで図書館になるという、そのいきさつを、私は地元のみなさんと一緒に関わってきました。その意味で、ここでお話ができるというのは、ほんとに光栄に思っています。もっともっと後で、「図書館って、憲法とどう関わるの？」というお話をさせていただきますので、そこも含めてお話を聞いていただければなという風に思います。

「私たちの生活と憲法」というところで言うと、皆さん覚えておられるかどうか、シールズという若者のグループが戦争法の反対だよ、というところで非常にがんばったわけですね。この若者の一人がこんな風に言いました。「安倍さんを唯一評価できるのは、若者に憲法は大事だと教えてくれたことだ」と。（笑い）本当に大事、憲法って水みたいな存在なんです。普段意識しなければ、ぜんぜん、こう意識にのぼらないようなものなんですけれど、だけど、その私たちの生活を本当に支えているというお話、今日できればなあ、という風に思います。どうして、この憲法が、暮しだとか福祉だとか、そういうところと関わっているのかということを確認していきたいなという風に思います。

## 2 焼け跡の中から戦後がスタート



市役所の議会棟の青い塔



いつ頃、この憲法ができたか、もちろん皆さんはご承知のことと思います。写真、後ろにちょっと山が見えますが、あの山は安倍川の向こうの、ハイキングやっ  
てられる方はわかると思いますが、朝鮮岩まんかんほうとか満観峰  
という山なんです。実はこれ、本通か七間町かどっ  
ちかだと思っていますが、そこで焼け野原になった通りの向こう側に、朝鮮  
岩や満韓峰が見える。戦争が終わったところの写真です。焼け野原の右上の  
写真、青い塔、今の市役所の議会棟の青い塔が見えますけれど、あんな感じ  
で市内は焼け野原だったと。ここから、憲法という、平和を守りたいという  
思いが、みんなが戦争は嫌だという思いが、ずっとおしてきたのではないかと  
思います。

朝鮮岩や満韓峰



私、労働組合出身ですので、労働組合が学習会をやる時には、この焼け跡  
の中から組合がいっぱい生まれたというお話をします。これは、おそらく19  
45年の8月の終わりくらいの写真だと思うのですが、その次の年の5月に、  
私が出身した静岡市役所の組合ができます。1946年の5月、記録でみると、  
そういう風になっています。こうした焼け跡の中から、自分の生活を守りたい  
であるとか、もう戦争は絶対にイヤだという思いが、この時に沸々とわいた  
のではないかと考えるところです。

### 3 「敗北を抱きしめて」

- 「憲法はアメリカから押しつけられた」という人たちがいる。
- ピューリッツァー賞を受賞したジョン・ダワー著「敗北を抱きしめて」、終戦直後の日本にスポットを当て、政治家や高級官僚から文化人、数々の一般庶民にいたるまであらゆる層を対象として取りあげ、日本に平和と民主主義が定着する過程を日米両者の視点に立って描き出した。
- 「戦後日本で私が最も称賛したいのは、下から湧き上がった動きです。国民は70年の長きにわたって、平和と民主主義の理念を守り続けてきた。このことこそ、日本人は誇るべきでしょう」

皆さん、この本を読まれたことがあるでしょうか。ジョン・ダワーさんという、ピューリッツァー賞を得た本です。この時の日本人の状況を膨大なインタビューの中から、日本人ってどういう状況だったのか、どういう風に憲法が生まれてきたのか、民主主義や平和がどう定着したのかということ、この本はインタビューを基に書かれているということなんです。タイトルが『敗北を抱きしめて』。だから、負けて、最初、皇居に向かってお辞儀をしたんだけど、そうじゃなくて、だんだん、もう何て言うか、灯火管制というか、電球に黒い幕をはって、本当に縮こまるように生活しなくてもいい。私はよく母親から、空襲になると新川の鉄橋まで行って、防空壕に入れないときには、鉄橋の下で身を屈めて、そういう体験をしたのだという話を小さいころに聞いたわけですけど、もうそういう生活をしなくてもいいんだというところで、この『敗北を抱きしめて』という、そういうタイトルがつけられたのではないかなという風に思います。よく憲法はアメリカから押し付けられたんだという方がいますけれど、それはやっぱり、ほんとに受容するような国民の意識、戦争放棄ということに対して、それを本当に大事だと思う国民の意識、そして、平和、民主主義、それから生活を良くしていくのだというところが書かれた、基本的人権が書かれたというところでいうと、それがきちんと書かれていることに対しての、国民の意識、それが戦後ずっと、この憲法を守るという運動に、たってきたのではないかという風に思います。その意味で、まだ読んでおられない方は、非常に分厚い上下2冊の本ですが、とても勉強になる本ですので、ぜひ読んでいただきたいと思いますが、ジョン・ダウワーさんはこういう風に言ってます。「戦後、日本で私が最も称賛したいのは、下から湧きわがった動きです。国民は70年の長きにわたって平和と民主主義の理念を守り続けてきた、このことにこそ、日本人は誇るべき

でしょう」という言い方をしていますが、これがなぜできたのかということを書いている本ではないかという風に思います。

#### 4 無権利な状況から出発する 啓蒙的な憲法？

- 第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

そういう状況があったんですけれども、日本人の戦前の状況というのは、やっぱり隷属的な状況というのが、確かにあったという風に思います。憲法が非常に啓蒙的な条文があるかなという風に思うんです。例えば、私の好きな条文ですけど、12条ですね。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつてこれを保持しなければならない。また、これは国民が濫用してはならないのであつて、すべて公共の福祉のためにこれを供するように努めなければならない」という条文なんです。普通、権利として確立したものについて、努力したほうがいいよ、とは普通は言わないですけど、やっぱり戦前の状況というのがあったんじゃないかという風に思うんです。だから、不断の努力が必要なんだと、これを保持するためには国民が本当に努力する必要があるんだということを、敢えて、書いたのかなと、これは私のあくまで想像ですけど、そういう風に思います。でも、これは今でも生きている、今でも生きている条文だと思います。後からいうように、まだ、日本人は日本国憲法の基本的人権をすべて体得して、そういう生活をおくっているわけではない、この条文はまだ輝いている条文だという風に私は考えているところです。そして、第24条。婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本とし、相互の協力により維持されなければならない」という条文も、私はこれおそらく、諸外国にはこの条文は絶対ないと思うんです。当たり前だという。合意のみに基づいて成立する、平等だ、これは当たり前なことなんですけど、この条文を作ったベアテ白田

さんという、戦前から日本に暮らしていて、戦前の日本の女性の状況というのが本当に、親同士が結婚を決めて、家と家との結婚で決められていたという状況を目の当たりにして、ベアテ白田さんという方が本に書いておられるのですが、この状況を見てきたことから、私はこれを敢えて書いたのだということを、手記に書いておられます。今ですね、LGBTってありますから、この両性というのは問題になるんですけど、どっちかというより両性というよりは、この場合は「合意のみに基づいて成立する」、合意ということが大事だという、そういう憲法解釈がされているというところで、しかも、同等の権利を有するという、それは敢えてこの条文は、戦前の女性の状況を見て、文学でも家からの独立、そうですね、ムラからの独立というのが、戦前の文学のテーマにある意味ではなかったわけですので、その意味では、戦後の状況を反映した条文ではないかなという風に思います。それから私たち、28条。「勤労者の団結する権利、団体交渉する権利、これを保障する」。これもないんですよ、どこの国の条文にも。これは敢えて書いたものですね。なぜあの戦争になっちゃったのかと言えば、ちゃんとしたカウンター勢力がない、戦前の軍部の独走を止める、そういう勢力がいなかったという分析があったんじゃないかという風に思います。だから、敢えて労働組合が行動する権利を憲法できちんとうたおうということを、したのではないかなという風に思います。残念ながら、今欧米の労働組合はストライキをやる時は、ちゃんとストライキやりますと、条文に書かれている行動をやりますけど、残念ながら日本は、私も責任を負っていると思いますけれど、先進国の中で最もストライキの少ない国になってしまいました。これ、70年代からずっと下り続けているわけです。これは本当に残念なんですけど、戦後この時点では、労働者が行動する権利を謳うということは、非常に意義があったという風に考えているところです。

## 5 日本国憲法 今も最先端

世界の学者さんの中には、日本国憲法がなんというか、よく改憲を主張する方は「古臭くなった」という言い方をするんですけど、世界の憲法学者はそういう風にみておりません。これは朝日新聞の記事です。2012年の記事なんですけど、ワシントン大学の二人の研究者が、今現在、世界の中で必要な権利の中で、どの権利がちゃんと明記をされているか、世界中の憲法を調査いたしました。そうしたら、日本国憲法がなんと最先端。今必要な権利について、一番たくさん書かれているのが、日本国憲法だと。すみません、小さく



は鈴木安蔵さんは静岡にいらっしゃらなかったのですが、静岡とゆかりのある方が提起をされているということは、本当に私たちは誇りに思っているのかなという風に思います。その意味で、この憲法を大事にしたいなという風に思います。

## 6 たとえば自治体の役割

### ■地域の共同事務の実施

### ■憲法で規定された基本的人権の地域における実現

自治体の役割は、上記二つのことを憲法にもとづいて行う

例えばですね、私先ほど、ご紹介のところで、静岡県地方自治研究所というところの事務局長をしておりますということで、去年の九月に地方自治研究集会のところで、文科省の事務次官だった前川さんをお呼びしまして、講演会をしていただいて、この中にもいらした方がいらっしゃると思いますけど、地方自治の問題は大事だという風に思います。地方自治も憲法92条できちんと提示されていて、憲法と非常に深く関わる事項になるわけです。そこから、憲法から地方自治の役割をみていくと、二つの役割があるという風にされている。

一つは、地域の共同事業を実施する。静岡なら静岡の地域の共同事務を実施するという役割と、もう一つは憲法で規定された基本的人権を、地域において実現する役割があります。先ほど、11条以下、基本的人権が書かれていますけど、そのさまざまなことを地域で実現をする、というのがあります。

例えばですね、市役所の条例規則という条例集をずっとみていくと、第一条は必ず、この条例の目的、条例というのは市役所がやる仕事をどういう風にやっていくかということを書いた、国でいえば法律にあたるものですけど、その一条は、なにになに法に基づいて、この条例は定めるということになっているんですね。何々法というのは何かというと、憲法から委託を受けた法律です。例えば地方自治法というのは、憲法92条に地方自治の本旨がこれを保障すると書いてありまして、それについては法律でこれを定めると書いてあって、それが地方自治法になるわけです。そういう意味では地方自治体の仕事というのは、ずうーっと回り回ると憲法の理念を実現することになります。

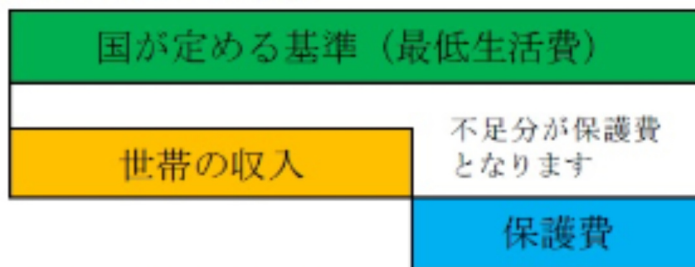


## 7 自治体の個々の仕事は憲法の実現

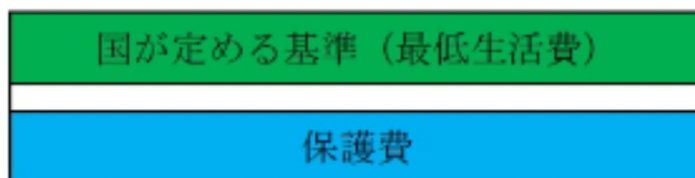
■生活保護法 1 条「日本国憲法第25条に規定する理念に基き、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」

二つ、例を出したいと思います。一つは生活保護の問題です。生活保護は、憲法25条、有名な条文です。「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と書いてあります。皆さん、よくご存じだと思います。健康で文化的な状態というのはどういう状態かというところで、一定の目安を決めるわけです。国が定める憲法に基づいた最低生活、健康で文化的な最低生活ですよ。もう食うや食わずの生活ではなくて、健康で文化的な最低生活です。その生活費と世帯の収入と比べて、足りなければちゃんとこれは保障するよ、と。保障することによって、憲法に書いてある条文が実現できるんだということですね。これ、福祉の一番の大原則なのです。この中に保育士さんをやった方、いらっしゃいますかね？保育もそうなんですよ、実は。保育も児童福祉法で保育に欠ける状態ということが定めてあります。保育に欠けるというのは、両親が子供をみることができないという状態。保育に欠ける状態があるならば、ここ（手でラインを示す）が健康で文化的な

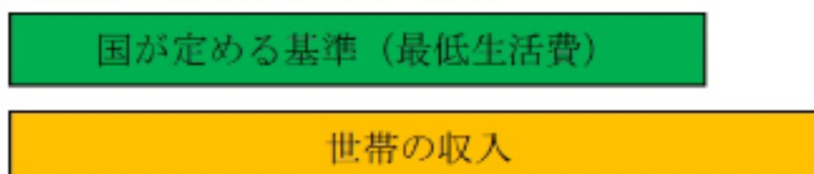
### ◎収入がある場合



### ◎収入がない場合



### ◎保護が受けられない場合



生活ですね、保育に欠ける状態がここ（同じく手でラインを示す）だとすると、この間は保育サービスでちゃんと補います。保育園で預かって、ちゃんとケアして、教育をしますよ、というのが理念なんです。だから25条の理念というのは、先ほど生活保護のことを言いましたけれど、すべてにわたって自治体の中で貫かれている、ということになります。

#### ■図書館法「住民の知る権利、情報へのアクセスを保障」

もう一つの、先ほど、図書館の話をして、と言ったんですが、この図書館、図書館法において、住民の知る権利を保障する、情報へのアクセスを保障する、ということなんです。私、先ほど、図書館をここへ作る時、事務局長をやったと言いましたけど、最初にですね、私、日野市の図書館に視察に行ったんですね。東京の日野市という八王子のちょっとむこうの市があって、そこは地方自治体の図書館の全市サービスのさきがけ的な市だったんですね。最初に、地域の中に、地域館というのをどんどん作っていったところなんです。その図書館に行って、何て書いてあったかという、「健康保険が体の社会保障だとすれば、図書館は心の社会保障です。」と書いてあったんですね。図書館ガイドの中にそういう風に書いてあったんです。その意味では、地域館を作ったり移動図書館車を作るというのは、住民が情報にアクセスする権利を保障しますよ、憲法に基づいた、そういう理念がきちんとした図書館だったわけです。それは非常に感銘を受けた覚えがあります。その意味で、この西奈図書館というのは、そういう、その思いを共有した皆さんの運動の中で出来てきて、今日、その中でお話できるのは、ほんとうに嬉しいことだなという風に思うわけです。ところが、じゃあ全部そういう理念が生かされた行政をしているかという、まだまだ足りないという風に私は思っています。

#### ■生活保護の捕捉率(利用する資格がある人のうち、実際に利用している人)は19.7% (英87%、独85%、日本弁護士会リーフより)。

例えば生活保護でいえば、生活保護の捕捉率というものがあります。利用する資格があるのに、実際に利用している人が日本ではなんと19.7%しかない、ということなんです。イギリスは87%で、ドイツは85%の人が利用している、と。これはいろんな理由があると思うんです。生活保護を受けるのは恥だという概念が、まだまだ日本人にはあります。というのはどういうことかという、権利がちゃんと主張できないということが、私たち日本人の中にしみついている、という風に言えます。それと同時に、不適切な運用

というのが、生活保護法、社会福祉法というのをちゃんと読んでいないのに、不適切な運用というのが自治体の中にまだ残っているという事実があります。私は実は年越し派遣村で東京におりました。自治労連の本部というところにおりまして、日比谷公園にたくさんの人が集まったときに、私はお手伝いをして、非正規労働者でも首をきられた人たちに、生活保護につなげるというボランティアをやってですね、東京の生活保護行政というのは、非常にたいしたもののでして、そういう方を窓口へ連れてゆくと、その場で書類を書いて、明日認可が下ります、許可が下ります、と。一晩泊まってくださいと、ちゃんとお金くれるんです。一泊分の宿泊費をくれて、次の日には下りてますからという、そういう対応を東京都の区役所はどここの区役所もしてくれます。東京都が公認、東京都は路上生活者を増やすと、あとあと物凄い貧困の問題がおきるというので、路上生活者を増やさないとという通知を、その前の12月に出して、各区役所がそういう対応をとったというのは、非常に鮮明に覚えているところです。しかし、地方に行くと、まだまだそれが足りない状況があるのではないかという風に思います。

■民営化されたTSUTAYA図書館の状況。スタバが併設されて華やかな報道だが？

それと、民営化された図書館、これがほんとに知る権利を守れるか、ということなんですね。今、つたやの図書館、スターバックスがその中にオープンして、すごい華やかになっている、全国ニュースになっているのですが、よくそれを見ていくと、郷土史利用コーナーがなくなっていたり、子供の本のコーナーが奥にいたり、あと選書を見ると、めちゃくちゃな選書、例えばですね、『西遊記』とか『ガリバー旅行記』がガイドブックのところに分類されている（笑い）とかですね、『Windows95』の教則本があったりだとか、というのは『Windows95』は使いませんよね、みなさん。ということは、なんというか、ツタヤの経営している古本屋から本を買って、いらぬ本を買ってそこに陳列している、しかも知識のない、司書資格の全くない人たちが勝手に分類をして、探せない訳ですよ。そういう図書館だということが非常に明らかになって、愛知県の一宮では、そういう図書館来てもらわなくてもいいよ、住民投票やってツタヤの図書館はダメという風になったりしていて、本来図書館って何するところなのかということ、やっぱり私たちはきちんと考えていく必要があるのではないかという風に思います。



8 「憲法を暮らしの中に生かそう」



## 9 自民党憲法改正草案、戦争する国、基本的人権こわす

- 今回の改憲の後に何が来るか。
- 明治憲法以前に逆戻りの自民党憲法改正草案
- 片山さつき「国民が権利は天から付与される、義務は果たさなくていいと思ってしまうような天賦人権論をとるのはやめよう、というのが私達の基本的考え方です。国があなたに何をしてくれるか、ではなくて国を維持するには自分に何ができるか、を皆が考えるような前文にしました！」

こういう私たちの生活というのは憲法に基づいた権利によっているわけですが、後から少し、今安倍さんが目指す改憲というのは、どういう中身なのかということを知りたいのですが、その前に少し、基本的人権の話をしてほしいので、海外で戦争する国の後に何がくるのかなということも少し考えてみたいという風に思います。それは自民党の憲法改正草案の中に、この基本的人権にかかわる条文が載っています。片山さつきさんってご存知ですよ？片山さつきさん、今、広告が話題になっていますけれど。片山さつきさんがこの自民党改憲草案を作ったときの、プロジェクトチームの中心メンバーでして、その後作ったあとに、色々インタビューで答えていますね。こういう風に言っています。「国民が権利は天から付与される、義務は果たさなくてもいいと思ってしまうような天賦人権説、先に人権があるっていう考え方はやめよう」と言っているのです。国があなたに何をしてくれるかではなく、国を維持するには自分に何ができるかを皆が考えられるような前文にしたい、という風にしている。この考えに基づいて、どういう風に条文を書いたかということ、非常によく表れている条文です。

## 10 人権が国家の下に置かれる

憲法13条、さっき憲法12条、不断の努力で人権守ろうねと書いてあった次の条文なんですけど、13条以下が具体的な基本的人権が展開する条文になっています。13条、これはそのあとの基本的人権の中の親玉的な条文とされています。この後、言論の自由だとか、集会・結社の自由だとか、健康で文化的な生活をおくる権利だとか、教育権だとか、基本的人権が展開していくのですが、この13条はその考え方の基になるような条文だと、憲法学者のみなさんは指摘をしてるんですね。ちょっと読んでみます。

■第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

「すべて国民は個人として尊重される。『個人』として尊重される」ということから、さまざまな権利が展開をしていくということになるわけです。生命、自由、幸福追求に対する国民の権利については、最大の尊重を必要とする。立法その他の時に、最大の尊重をされなければいけないことなんだよって、この13条でいってます。伊藤真さんなんかも、平和に生きる権利だとかいうのも、この13条を展開した結果でてきたものだよ、と言っているくらい、重要な条文だとされています。それをどういう風にいじるんでしょうか？

■第13条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

まず、「個人が尊重される」というのをやめちゃいます。民主主義の基本的な単位である個人をやめてしまいます。「人として尊重される」という風にしちゃう。怖いのはですね、もともとは「公共の福祉に反しない限り」って書いてあったんですね。これはどういうことかということ、権利と福祉は尊重しなければいけないのだが、ある面でぶつかってしまう、ぶつかってしまったら、何か調整をしなければいけないというのが「公共の福祉」という考え方です。あくまで権利が大事なんだけど、権利と権利がぶつかったときには調整しますよ、というのが公共の福祉なんですね。それをどういう風に変えたか。そんなに文言としてあんまり変わっていないようにみえるのですが、ちょっと注意深くこれを読んでいただきたいなと思います。「公共の福祉に反しない限り」が、「公益及び公の秩序に反しない限り」と変わります。「公益」をですね、私、広辞苑で調べてみました。「国益」と書いてあります。国の利益、公の秩序、国の秩序。国益や国の秩序に反しない限り、個人は権利を追求していいよ。今までは、個人の権利が大事、となっていたのが、国家の下に個人の権利を置くという、さっきのまさに片山さんが言った、最初から権利があるんじゃないなくて、国のためになにかするというその考えだよ。それをほんとに体现している条文だと思います。

安倍改憲がもし通ってしまったら、改憲はすごくやりやすくなります。改憲というのは一回ハードルをまたげば、改憲はやりやすくなると言われていきます。その意味では、次に待っている改憲というのは、こういう改憲だということをして是非頭に入れていただきたいなと思います。

## 11 憲法クイズ

■憲法は、国民が守らなければいけない国の最高法規であるか？

■YES

■NO

次に安倍改憲の話をしたいなと思っているのですが、この間、九条の会は12年ずうっとこの活動をしてきたのですが、この3年間は激動の3年間だったんじゃないかなと思うのですが、安倍さんが手を付けちゃったのは、「戦争法」、これ憲法学者が絶対違憲ですよと、言っているにもかかわらず、変えてしまって、集団的自衛権を認めてしまったということですね。戦後の自民党が一貫して否定してきたところなんですね。これ今ですね、立憲主義に反する、ということです。それを取り戻そうというのをスローガンにしました。

ここで、皆さん、憲法クイズです。唐突かもしれませんが、ちょっとこれに、立憲主義に関連したことです。「憲法は国民が守らなければならない国の最高法規である。」これ、イエス、ノーでちょっと答えていただきたいと思います。いいですか、もう一回。「憲法は国民が守らなければいけない国の最高法規である。」まず、イエスと思う方、ちょっと手を挙げてください。あっ、はい、少ないですね。ノーと思う方、あ～あ、さすがですね、はい。そうですね。憲法というのはですね、権力が守らなければいけない、国民が守るんじゃなくて、権力が守らなければいけない事なんですね。

## 12 近代憲法の源流、マグナカルタ



ちょっと、この絵を、皆さんも世界史の授業でおそらく習ったんじゃないかなという風に思いますが、しょんぼり右側でサインしている方が、13世紀のイギリスの王様で、ジョンという王様で、この方、失地王、土地を失う王様というあだ名があるみたいなんですけど。昔、イギリスはフランスにすごい広い領地を、婚姻関係で持っていたんです。フランスと戦争やって、どんどん失っていったんですけど、フランスとずうっと戦争やる時に、まあ例えばビールにも税金かけたり、家にも税金かけたり、もう好き勝手どんどん税金をかけていったんですね。左側が議会の代表、この頃は貴族がやっていたのですが、議会の代表が来て、「これにサインしろ」というんですね。

なんと書いてあるかということ、議会の承認なく税金はかけてはいけない、というところに今サインをすることですね、しょんぼりしながら。どういうことかということ、権力はルールに基づいてやらなければいけない、好き勝手にやってはいけない、この場合は議会の承認なく税金かけてはいけない、というのが、このこと自体は近代憲法ではないのですが、その一番の源流としてこれがあるよということで、マグナカルタということが、近代憲法の源流ではないかという風に言われている図です。さっき言った、憲法というのは国民が守るんじゃなくて、権力が守る、この王様が守るとというのが趣旨なんです、立憲主義はこういう意味なんだということを押さえて、この安倍改憲の話をちょっとしたいなという風に思います。

### 13 今年、年頭記者会見で意思表示

これ、年頭で記者会見をして、ちょっとトーン落ちたよという報道もあったんですが、みてもみると、まだまだやる気なんだということ、言わなければいけないなという風に思います。

■「具体的な改憲案を示し、国会で活発な議論を通じて、国民的な議論や理解を深める努力を重ねていくことが国会議員の責務だ」と述べ、今年の通常国会に自民党改憲案を提示する意思をあらためて示す。

■「国会において活発な議論がなされ、与党、野党といった政治的な立場を超え、できる限り広範な合意が得られることを期待する」と述べる。





## 14 立憲主義に反した改憲？

- 権力は、憲法というルールに基づいて政治をする。それが立憲主義。
- ところが戦争法は、戦後一貫して保守政権が海外で戦争は行えないとしていた解釈を曲げて制定した。立憲主義が失われた。
- それを追認する安倍改憲は、国民が望んだ改憲ではなく、権力に都合よく憲法を変えること。立憲主義の理念に反していないか？

これ言うの私ぐらいかもしれません。安倍さん、後でどういう条文変えるのかという話をするんですが、立憲主義に反した改憲という風に私考えているんです。権力というのはルールに基づいて政治をするというのが立憲主義ですね。ところが、戦争法というのは戦後一貫して保守政権が、海外で戦争は行えないとした、その憲法の解釈を曲げて制定してしまった。立憲主義が失われた。今回の改憲はそれを追認する改憲だという風に私は考えています。国民が望んだ改憲ではなくて、結局権力が自分がやりやすいようにやる改憲だと言わざるを得ない。その意味では、この改憲自体は、立憲主義の理念に反していないかということをお私は強調したいと思います。

## 15 3月25日の自民党臨時党大会で、 党としての「たたき台素案」確定

昨年3月25日に、たたき台素案という形が出ました。9条改憲、それから緊急事態条項、参議院の合区、それから教育の充実ということで、4つ出ました。あとの2つはおまけみたいなものだなと、安倍さんがほんとにやりたいのは前の2つなのかなという風に思います。ちょっとお話をしていきたいと思います。

### ① 9条改正

必要な自衛の措置をとるための実力組織として、自衛隊を保持する

### ② 緊急事態条項

災害により特別の事情があるとき内閣は、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる

(国会議員の)任期の特例を定めることができる

### ③ 参院選「合区」解消

選挙区を設けるときは人口を基本、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、議員の数を定めるものとする

包括する広域の地方公共団体

#### ④教育の充実

各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない

## 16 第9条 戦争の放棄

第9条。これはもう皆さんご承知の通りだと思いますが、戦争放棄の条文ですね。「国権の発動たる戦争と武力による威嚇、また武力の行使、これは永久にこれを放棄する」。そして、2項、その目的を達するために、戦力の放棄、交戦権の否定、これを謳ったものです。これに、こうくっつけちゃうというんですね、9条の2を。どうくっつけるかということ、「必要な自衛の措置をとることを妨げない」、自衛というのはもちろん、集団的自衛権入ってます。個別的自衛権だけではなく、戦争法に基づいた集団的自衛権が入ってしまいます。で、その実力組織として自衛隊を明記するのが、9条の2として付け加えられるということに、なるわけです。これ、どういうことかということ、災害で汗を流す自衛隊ではない、海外で血を流す自衛隊を9条に書き込むんだという、私よく街頭宣伝をやってまして、これを言うと皆さんちょっと振り向いていただいたりするんですけど、あの多くの方は自衛隊をなぜ支持するかということ、災害でがんばってくれているじゃないか、というのがあるんですね。それをやるために書き込むんじゃないということ、私、本当に言いたいという風に思います。

### 9条

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、**国権の発動たる戦争**と、**武力による威嚇又は武力の行使**は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の**交戦権**は、これを認めない。

### 9条の2

1. 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために**必要な自衛**の措置をとることを妨げず、そのための**実力組織**として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。
2. 自衛隊の行動は、**法律の定めるところ**により、国会の承認その他の統制に服する。

## 17 「災害に汗を流す自衛隊」ではなく、 「海外で血を流す自衛隊」を明記

- 安倍首相「違憲だという批判をなくすため」「明記しても何も変わらない」→**ではなぜ明記するのか？!**
- 「後法が前法に優先する」は法の一般原則(後法優先の原則)。
- 戦力 vs 実力 「自衛のための(必要最小限度の) 実力」、「戦力の不保持」「交戦権の否定」の変容
- 現在自衛隊の海外での活動を制約しているが、それが外れるということ。「戦争しない国、できない国」から「**戦争する国**」に根本から変わってしまうということ。
- 安倍首相の改憲理由「自衛官が誇りをもって国を守れる体制へ」→誇りを持たず、危険にさらす海外での戦争へ

安倍さんは「これ書いても全く変わらないよ」と言うんですけど、そんな訳ないと思いませんか？わざわざ国民投票で800億円かかるんですよ。そんなかけてですね、今までと何にも変わりませんということ、やるわけがないと思うんですよ。やはり変わるから書くんですよ。なんて変わるのか。よく法律の専門家が指摘をするんですけど、条文というのは後から付け加えた条文が前の条文よりも優先するという、後法優先の定理という大原則があります。アメリカの憲法もどんどん修正何条、修正何条と付け加えて、前の条文は変えないでも、後ろの条文が優先なんだということで、修正するんですよ。その意味では、9条の2を付け加えたら、前と矛盾する点は後の方が優先する。それと、大きいのはですね、自衛隊。皆さん憲法よく読むとですね、国の機関で憲法に書かれている機関っていくつあると思います？ちゃんと条文に書いてある機関って、いくつあると思いますか？一つは国会、衆議院参議院、二つ目は内閣が書かれています。三つめは最高裁判所が書かれています。四つ目が会計検査院。これ例外なんですけど、憲法に会計検査院が書かれているので、会計検査院は絶大な力を持ちます。いわゆる国がいろいろやっている仕事を監査するわけですけど、それは非常に強い監査権を持っているのは、憲法に書かれているからなんです。それに、五つ目に自衛隊。そうすると、自衛隊の権威というのが物凄い訳です。内閣府もかかれていないんですよ。文科省も書かれていない、それから国土交通省、経済産業省、総務省も書かれていない。それに自衛隊が書き込まれるというのは、物

凄いその地位が上がるということになるわけですね。それ、すごい大事なことでという風に私は考えているところです。

- ① 9条のメッセージは根本的に変質する。例えば軍事組織の法制が整備される。戦争ができるどの国の軍隊でも、法の下での平等の例外として、戦争時に上官の撃てという命令に従わなかったり、殺せという命令に従わなかった、恐ろしくて逃亡したら略式で刑罰が加えられる。戦前の日本軍でいえば、敵前逃亡した兵士は他の兵士の面前で銃殺刑となった。こうした戦時法制が整備され戦争ができることになる。
- ② 「9割の国民に支持される」自衛隊にしていた9条2項が死文化し、自衛隊が変質する。内閣府の世論調査で自衛隊の存在意義を聞くと災害の時の救援がダントツだ。もともとこの任務は自衛隊法にはないが、これまで政府が自衛隊を認知させるために前面に出してきた。これが必要なくなる、つまり海外での戦争に専念できる。
- ③ 合憲とされる自衛隊は、戦争法により変質した自衛隊で、まさにアメリカが引き起こす海外で戦争することをめざすもの。

## 18 軍事組織としての自衛隊を書き込めばどうなる？

### —渡辺治先生の提起—

実はですね、昨年、富士宮で「母親大会」をやりまして、皆さんの中にも参加された方もいらっしゃると思います。渡辺治さんという一橋大学の先生が講演をされて、軍事組織としての自衛隊を書き込むとどうなるかというお話をされました。三つ、先生はあげておりました。私、わかりやすいので、メモをとったんですけど、一つは、先ほどの自衛隊が条文に書き込まれるということに関連するのだと思うんですけど、軍事法制が可能になるとされています。軍事法制、今、自衛隊は軍法会議はない、自衛隊といえども、法の下での平等、法の取り扱いは国民として平等に扱われると、せいぜいあって普通の公務員と同じような懲戒規定、そういうものがあると思うんですけど、そうじゃなくて、今度は軍法会議を作る。日本以外の先進国はだいたい軍法会議なんです。戦前の日本は、例えば敵前逃亡したとすると、みんなの前で公開で銃殺刑です。これ、ちょっと人権も何もあったもんじゃない、今からすると、軍事独裁国家がやるようなことですけど、そういう刑罰なんです。今の他の民主国家はそこまでいかないと思いますけど、なぜこれが必要かということですね。海外で戦争するときには、大義がないじゃないですか、だ

から絶対に拒否することができない、皆さんだったら絶対に拒否されると思うんですけど、だって見ず知らずの女性や子供を殺さなければいけないといったら、もうそういう自分がなぜ自分なのかというアイデンティティーを侵されることになりますよね。絶対そういう強制力が必要だということになります。これ、百歩譲って、例えば自衛のための戦争、相手が攻め込んできたときは、もちろん是非はあります、それがいいか悪いかというのは、皆さんの中でも意見が分かれるかもしれないんですけど、そういうときには、わりあい自分の意識というのは正当化されますけど、人の国に行って、見ず知らずの人を殺すためには、絶対に強制力、必要だということで、これ、絶対入ります。軍法会議、軍事法制が入るんですね。

それから、2点目としては、自衛隊が9割が支持されているという世論調査。これはあるんです、実際。内閣府の世論調査では毎年、毎年。実は70年代ぐらいまではトントンだったんです、自衛隊を支持するかしないか。徐々に徐々に自衛隊が市民権を得てきました。これは、災害の時に、自治体の要請に基づいて、すごく出てゆくようになったからです。だから、今も9割の人が災害に自衛隊が派遣されることについては、肯定してます、いいことだと言ってます。これ皆さん、さっき安倍さんは災害に汗流す自衛隊を侮辱するのかみたいな感じで、言い方をされていたと思うんですけど、逆に、9条を変えてすれば、海外で戦争するってことは、その人数を出さなければいけない。内地にいる人を訓練しなければいけなくて、今、余剰だから、自衛隊が攻め込まれていないし、だから災害の派遣にどんどん出ていけるわけです。これが海外で戦争する国になったら、ほんとに今みたいに出ていかれるんですか？、という話なんですね。そうじゃないでしょう。自衛隊の中に災害救助って1項目もないですよ。自衛隊の本来の任務の中には、一項も加えません。これは、自治体が応援に来てね、と要請をするので出て行くのであって、違うんですね。だから、そこは安倍さんは勘違いをうまくとっていくのかなという風に思います。

それから3番目は、文字通り海外で戦争する国になるということになります。

## 19 緊急事態条項

- 「大地震その他の異常かつ大規模な災害」は、自然災害に限定されるのか？ 国民保護法で規定された「武力攻撃災害」（武力攻撃により間接又は直接に生ずる人的又は物的災害）も含む。「等」でさらに幅広の意味。

- 内閣の政令制定権、緊急時の政令優先、他の政令との効力関係が不明、委任内容が抽象的で恣意的な運用が可能では
- 議員の任期延長、これまでの制度をなぜ活用できない？

もう一つ、緊急事態条項です。トランプさんが壁を作るのに、あれは非常事態宣言をして、緊急事態だということで、予算を通してしまいます。どう考えても、あれは緊急事態じゃないんですけど、今回の自民党の試案の中には、いわゆる大地震、その他の大規模な災害の時に、いわゆる国会が開く暇がない時には、内閣が政令で法律を通すことができるということが提起をされています。

これはとっても怖いことです。歴史をみれば、ナチスが政権取った時によく言われることなんですけど、ナチスは選挙で大勝ちをしたんですけど、まだ40何パーセントしか国会で議席をしめていなかったんですね。当時のドイツは、世界で最も民主的な憲法と言われるワイマール憲法がありました。ワイマール憲法を変えてナチスが政権をとったわけではなくて、ワイマール憲法はそのままにして、いわゆる全権委任法、政府に全部の権利を委任しますよという法律を通したんです。通すときも、じゃあどうやったかという、ナチスは国会に火をつけまして、これは共産党がやったという風にして、共産党の国会議員、当時70数名いたのですが、全部逮捕です。逮捕して、過半数を握って、この全権委任法を通したという歴史があります。有名なニーメラー牧師という方の言葉があるんですけど、「共産党が弾圧されたとき、私は共産党員じゃないから、抗議はしなかった」「社会党が或いは労働組合が弾圧された時、私は労働組合員でもないし、社会党員でもないから何もしなかった。で、教会が弾圧された時は私は聖職者で立ち上がった、その時には遅かったんだ」というのは、この時代のこの時のことを言っているわけです。まだ、ちゃんと条文を読みこまなければいけないんですけど、その前の自民党憲法草案のときには、災害と社会秩序と武力行使の三つだったんですね。それを、災害だけに限るよ、という風にしたんですけど、しかし災害の中にも武力攻撃災害という概念があるんです。国民保護法に武力攻撃事態法という法律がありまして、その中には災害というのは、戦争になった時の災害も災害だという条文がありまして、これ、弁護士さんたちの中には、これは拡大解釈で十分できますよと。拡大解釈の余地が非常に残っていますよ、とされているので、非常にこれも注意をしなければいけない条文なんじゃないかという風に思います。

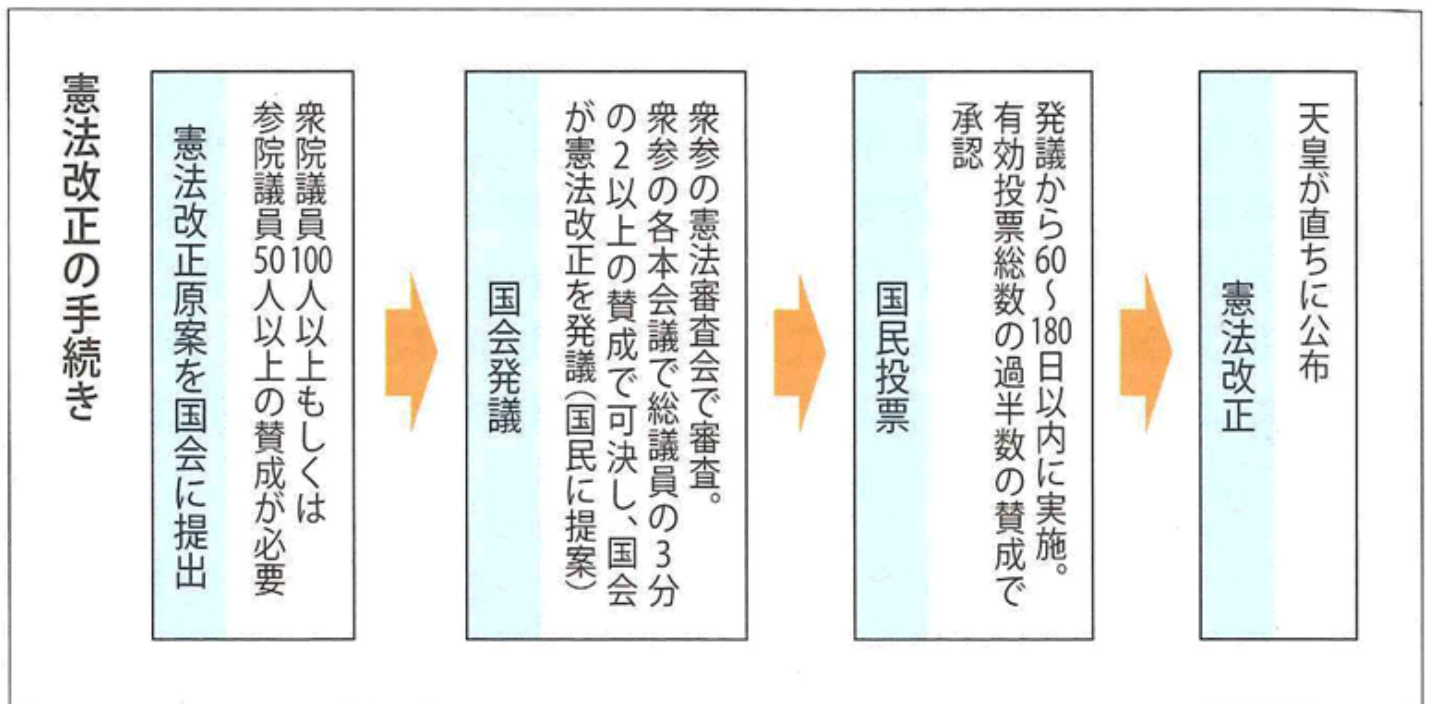
## 20 なぜ「3000万人署名」か？

### 国民世論を示し、発議させない

- 総選挙の小選挙区で自民党に投じられた2672万票を上回る数として3000万を提起。
- 万が一、9条改憲が国民投票にかけられることになった場合に、(約60%の投票率の場合の、) 過半数の目安にも。
- 4月末で1350万人の署名。
- 6月7日に署名提出。引き続き「安倍内閣を退陣に追い込むため、署名目標の3000万人に達成をめざして署名運動を続ける(全国市民アクション)」。

私、運動やってるもんですから、理屈じゃなくて、そういう状況にするには、3000万人署名、今まで平和運動とか憲法の運動はいろいろ別れてやってきたんですけど、これ、9条と緊急事態条項のところだけはダメなんじゃないのというところで一致をして、3000万人署名をやろうということで、去年の9月の段階で1820万までできてます。それはやっぱり、運動をするものとしてがんばってやってきたいなと思うんですけど。

## 21 憲法「改正」の手続き 安倍首相のねらうスケジュール想定



- 憲法審査会で議論・成案
- 憲法改正の手続き

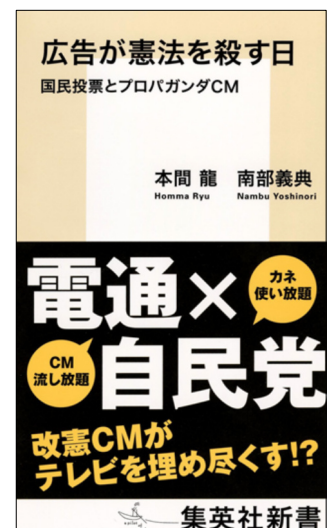
これ、改憲のスケジュールが示されております。まだ、一番左のはじなんです。憲法審査会で成案ができていない段階です。だから、その意味では、こちら側の、去年の年末の臨時国会の最後で、自民党は憲法審査会を開きたくしてしよがなかったのですが、野党のみなさんがすごいがんばってくれたんですね。なぜがんばったのかというのは、やはり3000万人署名がこれだけ集まっていることが、野党の皆さんの支えになったんじゃないかなという風に、私は考えてます。その意味では大事なんですけど。もう一つ大事だというのは、国民投票になったら、こういう方がいらっしゃるんですね。今安倍さんが改憲というと、まだ国民の支持を得られていない、過半数をとったら、安倍改憲は反対だよと表明して、だから国民投票で迎え撃ったらいいじゃないかという方もいらっしゃるんですけど、私は敢えてその前に、ちゃんと決着をつけないと非常に危ないという風に考えているところです。

いまねらわれているのは、2018年の通常国会で改憲を発議し、早ければ18年以内に国民投票で承認を得て、20年に公布するというスケジュールだった。

- 最低投票率の定めがない
- テレビ・ラジオ有料広告を投票前14日間に限り禁止するだけ
- 憲法改正案の内容やそれに対する賛成反対意見を国民に知らせる国民投票広報協議会は所属議員数の比率に応じて割り当てるため改憲派が多数
- 60日ないし180日の期間では短すぎる
- 過半数の賛成の対象は有効投票総数でいいのか
- 公務員・教育者の地位利用規制や組織的多数人買収・利害誘導罪について自由な議論を萎縮させる危険性がある

## 22 国民投票法の問題

これ、『広告が憲法を殺す日』という本が出ています。電通と並ぶ博報堂の営業部長だった方が書いた本です。この表紙にある通り、「電通×自民党」と書いてありますけれども。プロジェクトチームを作って、どうすれば改憲の国民投票の時にイエスに入れてもらえるか。電通は皆さんご存知ですよ、コマーシャルなんかは電通が





一番大きなシェアを占めておりすが、非常に耳障りのいいというか、そういう言葉で巧みに広告を打っていくわけですけど。

## 23 海外で戦争する映像ではなく、災害対応の映像を延々と流す



例えばですね、今、自衛隊はこういう写真いっぱいあります。災害の時に、おばあさんをおんぶして、額に汗して、スコップを持って、復旧作業にあたっている写真はごまんとあります。海外に行って、人を殺している写真はゼロ枚です。それを出すわけじゃない、おばあさんをおぶっている写真、復旧に汗を流している写真、これをうまく組み合わせて、「自衛隊さん、ありがとう」という文言を流していく。これはほんとに巧み、やられるんじゃないかと思います。改憲反対の勢力の方は、博報堂に頼むかどうかは別としても、カンパを集めてやるわけですけど、この財力にはかなわないです。国民投票法では二番目に書いてあるのですが、テレビ・ラジオの有料広告は投票前14日間に限り禁止です。だから、60日から180日の間なんですけど、運動期間、その間ずーっと、この写真が流れて、「自衛隊さん、ありがとう」というコマーシャルが流されることになってしまう。だから、ほんとに国民投票になる前に、やっぱり決着をつけないと、私の問題意識としては、非常に危ないところになるのかな、という風に考えるところで、その意味ではすごく3000万人署名というのは大事かなという風に考えているところです。まず、発議させない運動ということ。

## 24 まず発議させない運動

- 3000万人署名継続。9月末で1832万に到達。
- モリカケに続き、統計偽装でも疑惑を晴らせない安倍首相が改憲なんてへんでしょ？
- 先の臨時国会で、自民党改憲案4項目を提示させなかった署名の力に確信。
- 安倍さん辞めて！の運動に全力。

モリカケに続いて、統計偽装出てきました。統計問題って地味なので、みなさんなかなかパッとこないんです。安倍さんはアベノミクスがすごいまくいってると強調したいがために、やっぱり、いじったんではないかと言われてますね。賃金がアベノミクスのお陰でずーっと上がったんだという風に見せるために、この統計偽装をやったんだ。もともとのやり方でやったら、実は、実質賃金がマイナスになっている。私、労働組合ですので、その実感はよくわかります。もう、賃金上がっていません。だけど、統計上は賃金が上がっているんで、皆さんはアベノミクスが成功している、そして参議院選挙、是非お願いします。そして、消費税10月から、労働者は賃上げなんですからOKです、ということのために使われていたのではないかと風に使われています。

今、全然答弁できませんよね。モリカケの時だって、「丁寧に説明します」という言葉、皆さん何回聞きましたか？結局、何にも説明してくれないわけじゃないですか。こういう方が改憲する資格が本当にあるんでしょうか、ということ、私たちは聞きたいという風に思います。今、野党の皆さん頑張っておりますけど、やっぱりこれは、みんなで安倍改憲ということを阻止しなければ、そうですね、最初の写真、あの焼け野原になった静岡の時に、私たちの父母や祖父が思ったその日本、どうするかっていう、そこの思い、やっぱりそこに帰って、平和運動をしていく必要があるし、憲法の問題を考えていく必要があるなということ、私の話とさせていただきたいと思います。

どうも、ご清聴ありがとうございました。（拍手）1時間6分

